

まちなみ形成の時期

1960年代から別荘地が分割されはじめ、住宅地としての開発が始まる。 国道171号と府道豊中亀岡線に挟まれ、豊中市と箕面市の境界線上の

1963年に「永楽荘」の町名が指定される。

丘陵地南側に永楽荘住宅地が形成されてきた。

現在の姿が形成されることとなった。緑豊かな住宅地としてまちづくりが進められてきたこともあり、特に永楽荘3・4丁目では、大規模住宅区画に桜並木で彩られた、

活動の開始時期

1973年 第一種低層住居専用地域の指定。

1980年 民間の住宅開発に対して、良好な住宅地として

環境を保全するため永楽荘3丁目地区

環境保全会(桜会)の発足。

1986年 永楽荘3・4丁目住民からなる

「永楽荘桜自治会」が発足し、

集合住宅を戸建て計画に変更させる等の

成果をあげた。

が選出(2009年には府の大阪まちなみ百景にも1990年 「とよなか百景」に「永楽荘地区の桜とまちなみ」

「豊中市まちづくり条例」に基づく建築協定・景観協定の1992年〜豊中市と協働で景観協定案づくりに取り組み始め、

※あゆみ学園移転閉鎖1993年(平成5年)

学習会を開始。

1995年 協定づくり検討開始

別上、何學論家住民の多典をお読を取りの上、漢句に対応していただきます様とろしくお願い事し

「要会はもちづくりはコミュニティづくで」と言われています。「烏地区にもコミュニラ

永楽荘桜自治会地区環境委員会を設置、

延べ19回の環境委員会と学習会2回を実施。

移転後の跡地利用について要望書を提出。1995年(平成7年)8月豊中市議会議長宛てにあゆみ学園



1996年(平成8年)4月、永楽荘桜自治会地区景観協定締結に向け 基づく景観協定締結を自治会臨時総会で承認した。 住民アンケートを実施。 9月、当時自治会50戸の 「住民総意」

1997年(平成9年)5月23日付けで豊中市において初となる

住民主体の景観協定(のちに景観形成協定に改称)として

認定されるとともに、住民主体の運営組織として、

環境委員会により自主管理運用を行うこととなる。 なお、 当時の景観形成協定には法的拘束力がなく、 行政指導に

2007年(平成19年)自治会館建設に向け有志が集まり、 会館建設を実現する方法を検討した。

依存した誘導策としての限界があった。

野畑住宅街区記念会館 桜自治会には自治会館がなく少し離れた (春日会館)を借りていました。

藤井会長が声を掛け、 桜自治会館建設は2007年 (平成19年) 頃から

向き合いながら奮闘する毎日でした。

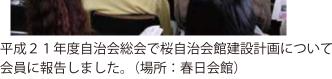
ないのはおかしい」など色々な意見と

北摂(豊中市北部)には市の地区会館が

アンケートには

「他の地域にはあるのに

会館建設の指針を作るためアンケートを実施



場所で会館建設の方策を話し合った。

2008年 (平成20年) 3月には

喫茶店などさまざまな

会館実現に向け時には会員の自宅や



自治会館建設スター

2008年 (平成20年) 5月から、 建設委員会を開始しました。

会館の建設費をどうやって捻出するかなど

具体的な方法を検討しました。

建築費用を各自治会で分担して会館を建設する共同利用を提案したのですが 8月には近隣の三永会、永楽荘北自治会に声をかけ、協議を行いました。

上手くいきませんでした。

条件は2010年 (平成22年) 中に建設開始すれば建築費の そんな中、建設費用について豊中市に助成金制度があることが判明しました。

75パーセントがでます。

ただし翌年にはこの制度が無くなるとの情報を聞き

2008年 (平成20年)9月8日豊中市に

桜自治会館建設の要望書を提出しました。

2008年(平成20年)

12月12日市役所で市長と藤井会長が面談。

会館建設の助成金をお願いし **)ました。**



会館竣工式であいさつする淺利 敬一郎市長

豊中市から会館建設助成金2009年(平成21年) 千万円交付しますと回答ありました。 9年 平成21年 **4**月

永楽荘桜自治会臨時総会 2009年 (平成21年) 6月21日

自治会員に会館建設のため

総数119会員中 104会員月々1千円を2年払う賛否の臨 104会員の賛

賛成83会員 反対17会員 4会員

自治会館建設が決定しました。

の支援者、小機く思っております。 の間の自治基本条例に基づく取組みの推進、北域行動を担う人材の発揮・今は の構造を掲げ、地域コスニニティの再生・活性化をもたっています。また、こ 会て、豊年市は大つの都市像のなどつかべつだして、市民自治都市でよなか 平本の後当然の活動に行からご是参いたださ、厚く御行中し上がます。

ませづくりを目行し、昨年度より、株内などのを行っております。また、近畿 が未だありません。 の自治会との連携にも努めております。しかしながら、活動拠点となる集会が 裁判。授予においては、自然活動を活体化し、地域の人々が安心してならせる

集合の国際50支援をよめしく治療に致します。 うなおしては、水楽用地区に対しる不会所は不可欠も思っておりますので

一、あゆみ学園第二選賽部が北近180亩の自治会集会部建設用地を無質であ 供して行れだくようお願いします。

一、集会所建設とは多額の費用が見るなのです。 豊田市が凍結している補助金 制度の復行を打算さします。

の古本を任存してくだざるよう格別なします。 行名の表記にの問題的であるようよろしく知識が申して付ます。 等。治律が学者が経市議員会位が地におどる公園建設においては、現在の様 以上、米条在地区における資給およびコミュニアイの一層の第末のために、

水墨井 沿线

等中古民 · 然时级一定 概

食

浅利市長宛てに提出した会館建設の要望書

第1回桜自治会館建設部会(2009年8月5日)メモ 最初の会議です。まず建物の概要を決めました。

【自治会館に必要なもの】

- ①60人ぐらい入れるフローリングの部屋
- ②和室(最低6畳) テーブル
- ③バリアフリートイレ (引き戸、手すり、手洗い付き)、 男子トイレ、手洗い
- ④ミニキッチン(IH) 湯沸かし器は検討
- ⑤玄関 (下駄箱30人ぐらい)
- ⑥物入れ(一階と中二階)
- ⑦駐車場(最低2台)
- ⑧基礎は
- ⑨葬式も可にする

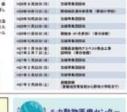
【検討課題】

土留めはどうするのか?(土留めは補助対象にならない?) 排水をどうするか?

測量(豊中市)してもらう

整地(横から土を取る)を了解してもらう

永県花福自治会 平成21年4月19日発行 即刊券 自治会広報







第2回桜自治会館建設部会(2009年8月23日)メモ 建物の詳細検討と他の自治会館見学

90 ㎡以上あればなんとか広さも取れるので建物の広さを 90 ㎡にする。 トイレは、入り口も含め男女別にする。

自治会館見学は上野丘自治会館(800世帯、110㎡)の2階建て建物。

第3回桜自治会館建設部会(2009年9月13日)メモ 豊中市(管財課)から回答(9月1日) 9月中旬業者に敷地測量させる。 検討内容 1. 平成 22 年度の予算要望

- (1) 自治会館建設助成の計上
- (2) 申請団体競合時に予算枠の単純按分はしないこと
- 2. 採択基準の確認(申請順位か施行時期か総額按分か)
- 3. 会館用地整備(整備された用地の貸付、市の事前整備⇒土留め工事)
- 4. 旧職員会館敷地の臨時貸付(井戸端会議時などの継続使用) 会館施設の具体化
- 二部屋で約6㎡から8㎡(手洗いを別に作る) ①トイレ
- ②家事室 約6㎡程度
- ③玄関ホール(下足含む) 8㎡が多い
- ④会議室(リビング) 60名収容で40㎡程度







2012年8月・会館和室で子供たちに読み聞かせ



2017年・会館前の笹に七夕の短冊をつける少年

第4回桜自治会館建設部会(2009年9月27日)メモ 豊中市訪問の報告 藤井会長 9月8日11時~

面談者 田中政策企画部長 内容

- 1.203 ㎡使ってよい
- 2. 平成 22 年度予算は、桜自治会に単独使用可
- 3. 土留め工事については、市の担当6名で協議(第一回)した。
- 4. 建築課を入れた第二回目の協議をして連絡する。

第5回桜自治会館建設部会(2009年10月18日)メモ 市長への認可申請書の説明

法人格:銀行からの借用のためには必要

ただし、不動産登記は税金の為だけなので登記しない方向 市長への認可申請から告示まで最短1カ月(書類は7種類必要)

第6回桜自治会館建設部会(2009年10月25日)メモ 図面説明、南北の長さ修正(約10m)にし最終案にする。

- ・和室と集会所の仕切りを広くする
- ・集会所のテーブルは、2列X8台が限度
- ・和室の下は、引き出し収納
- ・(提案)玄関脇にポール
- ・玄関の扉は、観音開きか?引き戸か?
- ・屋根の形も検討する(屋根裏部屋をどうするか?)

第7回桜自治会館建設部会(2009年11月吉日)メモ ~活動報告概要~

1. 自治会館の建設場所を決定

(場所)住居表示で永楽荘3丁目(地番は3丁目 47-11 他)

2. 建物の概容を決定 木造平屋建て約120㎡(約36坪強)

すべてバリアフリーを採用

- 第一集会室(洋室約40㎡)
- 第二集会室(和室 10 畳)
- 事務室・湯沸し室・トイレ(3ヵ所)等
- 3.11月8日(日) 近隣自治会への説明会を実施しました。 今までの経過と今後の予定を説明しました。















2017年10月・野畑地区体育祭参加



2013年2月・会館で開催された自治会員の作品展

第8回桜自治会館建設部会(2009年12月27日)メモ豊中市の河﨑組・ひかり工務店・森田建設に指値します。自治会費で10万円、環境費で2.4万円、古紙回収で5万円公共の基金を取得することも検討課題(環境など)前中さん建築確認の件で豊中市へ確認した内容の報告事前申請協議2カ月半(内部調整、建築確認)土留め7日~35日(工法による)計3ケ月~4ヶ月事前準備に掛るしたがって、現状では7月末竣工計画が1カ月程度延びる※1月9日(土)18時再度の業者説明会春日会館

第9回桜自治会館建設部会(2010年1月24日)メモ建設業者選定とスケジュール 豊中市に建設会社の内容確認 着工までに事前審査から起算して3ヶ月の日程が必要 豊中市への補助申請は、建築確認がおりてから

3社に対して仕様を下げて再見積もり依頼

※1月17日(日) 18時から決定会

桜自治会館建設委員会からのお知らせメモ (2010年2月吉日)~活動報告~

建設会社の指名は全員一致で森田建設に決定。

- 1. 自治会館の建設会社を決定しました (建設会社名) (㈱森田建設:豊中市中桜塚
- ①2009年12月5日建設会社の入札説明会実施5社参加
- ②2009年12月27日3社に再見積もり依頼
- ③2010年1月9日 再入札説明会実施
- ④2010年1月24日 建設委員会を開催し森田建設に決定
- ⑤2010年1月31日 森田建設と仮契約
- ⑥2010年2月1日 浅利市長に市有地無償使用願を提出2.今後の予定
- ①豊中市に事前確認申請(3ヶ月かかります) 2月下旬
- ②桜自治会総会で最終仕様・金額・業者の決定報告4月中旬
- ③豊中市から建築確認申請が下りる・同時に補助金申請
- ④補助金交付決定通知・工事着工 5月下旬~6月中旬
- ④自治会館竣工

8月下旬~9月上旬

春日会館

⑤市長を招待してオープニングセレモニー 9月予定









2017年8月・夏祭り



2016年・もちつき

第10回桜自治会館建設部会(2010年2月28日)メモ会計報告

1月末現在 分担金集金額計 1,306,000 円 寄付金額計 712,200 円 合計 2,018,200 円 このまま行くと完成時(今年 9 月)には約 240 万円 2年分を先に集金すると+70 万円

残りをどうするかを考えてゆく必要がある

自治会費が約60万円あるが手をつけないことを基本にする

- ①永楽荘桜自治会会則変更(案)の説明
- ②永楽荘桜自治会館管理運営規則(案)の説明
- ③永楽荘桜自治会館使用規定(案)の説明

スケジュール

会計:自治会の資金案計画を立てる 契約:見積もり済のもので契約する

設計図を作成してもらう

その後、豊中市に建築確認を出す

第11回桜自治会館建設部会(2010年3月28日)メモ 意見等・トイレ男女を逆にしてほしい

- ⇒逆にする
- オムツ替えの台をつけてほしい
- ⇒森田建設と話はする(予算との関係)
 - ・和室の入り口が狭い
- ⇒押入れを下げる
- ・玄関の門扉は?
- ⇒なし
- ・ 看板の位置は?
- ⇒玄関の上(または集会所の叶き出し窓の南)
- ・玄関の屋根はどこまで来ているのか?
- ⇒柱があるので、ポーチまである
- ・門柱を入り口に立ててインターホンを設置する
- ⇒インターホン玄関に設置すると点字ブロックが必要の為 緑化率 20%必要の為 周りを緑(木も4本植える)にする 会館のペットネーミング(愛称)は、総会で募集する。 備品の寄附募集と完成までの保管場所の決定

目前の奇削募集と元成までの保官場所の伏正 (大型日本)はよりませい古ばよる)

(市職員会館などを市に交渉する)

⇒総会で案内する。その後具体的にお願いする







2017年9月・防災学習会



2017年11月・野畑地区自主防災訓練

第12回桜自治会館建設部会(2010年4月25日)メモ豊中市の助成金交付の件:4月15日に交付決定5月8日に景観協定を踏まえ西村委員長が更新契約 建設資金の資金繰り

建設費 14,261,600円(8月末に必要)

豊中市から 10,000,000 円 (完成時に申請すればすぐもらえる) 分担金と寄付金(4 月 25 日現在)約 230 万円 今後の分担金 (全納) と寄付金を見込んでも約 100 万円不足

第13回桜自治会館建設部会(2010年5月23日)メモ 本日の委員会にて回覧確認

市役所からの契約書(整備助成金・土地契約書) 教育委員会から文化財が出なかったので開発許可 森田建設との契約書

会計

14中ブラスバンドの出演

5月12日に200万円振り込み済 上棟時(6月12日)に219.8万円と 完成時に1,000万円(豊中市補助金)支払う必要有り 現在 55.6 万円あり今月の集金で約 15 万円程度の予定

このまま行くと来月末には約150万円弱不足 自治会費から50万円程度なら借用はできる

したがって、約100万円程度不足する⇒会員に報告要 借り入れを前提としないで寄付を募る

竣工式 2010年8月29日(日)10時から

掲 桜 載 自 広 桜報 自 セ 0 第 治 会館 3



自治会広報

練細胞給 平成30年4月15日発行





住まいのまちなみ賞受賞記念 顕彰掲示板 (平成31年3月18日)













2017年11月・国土交通省視察風景と自治会説明会の様子

桜自治会地区まちなみ形成史

桜自治会の計画的なまちなみは、桜自治会地区景観協定の締結(H8/9/29)から始まりました。 当時は6班まで各班から1名の環境委員により、景観協定の運用等地域の環境保全に務めました。 締結に当たり、市役所生活環境部都市デザイン課の山東課長から

「緑豊かなこの地域にふさわしい景観づくりと地域独特のまちづくりを

自分たちの意思で守っていただきたい。行政も住民の熱意を尊重して協力していきたい」 とのコメントがありました。

しかし、協定締結当時はまだ事業者に制度の理解が充分でなく、開発業者が転売を繰り返し、 協定を守ってもらえるのかひやひやした状況でした。

*桜自治会地区の宅地開発と自治会活動史

開発年度	No	開発所在地 (班)	開発	自治会の活動の歴史	コメント
(元号)			戸数		
1986 (S61)				永楽荘桜自治会発足	
1990 (H 2)				豊中百景(桜並木)	
1995 (H7)				自治会環境委員会発足	
1997 (H9)	1	8番25・26 (旧5班14班)	8	5月景観形成協定発効	
1998 (H10)	2	5番12~、8番3 (1班)	7	豊中市都市デザイン賞	
2015 (H27)		5番16 (1班)	2		
2000 (H12)	3	4丁目2番 (7)	1 2		木村氏所有地
2001 (H13)	4	9番18~ (9)	9		あゆみ学園跡(市有地)
2002 (H14)	5	4丁目4番 (9)	5		旧三枝邸
2002 (H14)	6	8番21,23,24(5)	5		小林邸分譲
2005 (H17)	7-1	6番8~ (11)	8	2007年5月景観協定更新	木村邸第1期
2009 (H21)	7 -2	6番30~ (10·11)	1 5	2010年8月自治会館竣工	木村邸第2期
2015 (H27)	7 -3	6番3~ (12)	1 1		木村邸第3期
2013 (H25)	8	9番48~50 (8)	6		日本コムシス社宅跡
2014 (H26)	9	8番17 (5)	3		旧永田邸跡
2015 (H27)				10 月地区計画条例施行	
2016 (H28)	10	9番29~ (13)	1 8	1月大阪府まちづくり表彰	市職員会館跡 (市有地)
2017 (H29)	11)	8番27~ (14)	8		旧堀邸跡(住友林業)
2018 (H30)	12	8番6~ (15)	1 3	7月住まいのまちなみ賞	和栗駐車場跡(阪急阪神不動産)
		開発戸数 計	130		
2021 宅造中	13	7番7号 (4)	5		旧空邸跡
11	14)	7番14号 (4)	6		旧吉田邸跡
		開発戸数合計	141		

永楽荘桜自治会館「さくらんぼ」使用状況(有料使用)

年度	平成22年度 平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	合計
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
使用件数	25	45	51	126	108	66	102	140	178	142	141	1,124

法的制限時代

2012年 2015年までに委員会延べ25回の開催、 を控えていたこと。住戸数が165戸に増加していたことから、 景観形成協定更新検討委員会」を立ち上げる。 永楽荘桜自治会の景観形成協定が協定期限の満期(2017年) 他に環境学習会を3回

地元説明会を延べ4回実施、ニュースレター等の発行も4回行った。

2013年 8月の1回目の住民意向調査アンケートでは 法制化案・既存制度継続案とも賛成が半数に届かず。 行政と恊働して住民への再説明を行う。

2014年 敷地面積等法的規制項目で8割超の合意 7 月、 2回目の住民意向調査アンケートを実施

2015年 1月の自治会臨時総会において

9月 の豊中市への申し出、 (1) 地区計画及び景観計画(都市景観形成推進地区)の策定について 地区計画、 都市景観形成推進地区にかかる条例・計画の制定。 (2) 景観形成ガイドラインの策定を決定

景観形成基準により法的制限をかけるとともに、 は地区計画、 10月施行 (2) 屋根、外壁・塀の色彩については都市景観形成推進地区として (1) 用途制限・敷地面積の最低限度・高さの最高限度について (3)緑化率や擁壁の規制、

建物のデザイン等については、 地区の景観形成ガイドラインとして策定し、

3つの制度を併用することで、 地区の景観を守っていくこととした。

会員の環境など景観形成への意識の希薄化や、 老朽桜並木の植え替え計画などの課題解決に向け対応を検討。 大規模邸宅等の売却に伴う開発により、転入者の急増で、 開発事業者との協力体制づくり、

宅地開発





器回 ←QR コード 豊中市永楽荘桜自治会ホームページアドレス http://eirakusou.sakura.ne.jp/